

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和3年 7月 2日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和3年7月2日(金) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	欠
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	出
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 多良 和孝	副課長 長野 充貴 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 2番 江口 啓子 委員 3番 中村 佐代子 委員

6. 議 事

第1号報告	農地転用許可不要届	1件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	3件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	5件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度 第4号農用地利用集積計画(案)の決定案件	6件
第4号議案	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画	

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 3 年 7 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。

(会長 あいさつ)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 7 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

2 番 江口 啓子 委員 3 番 中村 佐代子 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号報告	農地転用許可不要届	1 件
第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	3 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	5 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 3 年度	
	第 4 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	6 件
第 4 号議案	令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価	
	及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画	

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

○ **事務局長** 1 ページをごらんください。第 1 号報告 農地転用許可不要届について説明します。第 1 号報告朗読。説明は以上です。

○ **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 6 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1 について説明します。整理番号 3-1 を朗読。所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、7 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、8 ページに位置図、9 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上で

す。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-2 について説明を求めます。

○ **事務局長** 10 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 について説明します。整理番号 3-2 を朗読。所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、11 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、12 ページに位置図、13 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-3 について説明を求めます。

○ **事務局長** 14 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-3 について説明します。整理番号 3-3 を朗読。所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、15 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、16 ページに位置図、17 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 問題ないと思いますが、この人草刈あんまりせんけん。今も荒れとる。まあ管理するならいいんじゃないですかね。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 私も○○委員と同意見です。別添確約書のとおりとありますが、確約書には何と書かれてあるんですか。

○ 事務局 確約書朗読。

○ ○○推進委員 わかりました。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1について説明を求めます。今回の案件は1,000㎡を超えていますので、申請者の方が見えています。

○ 事務局長 18ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-1について説明します。

整理番号5-1を朗読。申請地は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内に
ある農地であり、農用地区域内農地と判断されます。転用目的の残土置場は、仮設工作物の設置その他
一時的な利用に供するために行うものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請
地につきましては、19ページに位置図、20ページに字図の写し、21ページに土地利用計画図、22ペ
ージに断面図、23ページに始末書、24・25ページに写真を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番（○○委員） 問題ないと思いますけど、だいたい西側から車両が入ってくるんですけど
たまに東側の農道から入ってくるんですよ。ですからなるべく西側から入ってもらうのと、南側は
通学路になっているので、事故には気を付けてもらえればと思います。

○ 議長 今の意見に対して何かありますか。

○ 申請人 農道は通らないようにします。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 残土置場と水路の間が3mしかないので時々点検して、流入がないようお願いしま
す。

それと、通学路もあるので運転手さんにはよく言っといってください。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-2について説明を求めます。今回の案件は1,000㎡を超えていますので、申請者の方が見えています。

○ **事務局長** 26ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-2について説明します。

整理番号5-2を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農第3種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断されます。転用目的の特定建築条件付売買予定地は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、27ページに位置図、28ページに字図の写し、29ページに土地利用計画図、30・31ページに断面図、32・33ページに建物平面図、34ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 周りが宅地化が進んでいるため、排水の事とかを十分に考えてやっていただきたいと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇推進委員** 大雨の時東側の水路が溢れるので建設課と協議をしてほしいと言いましたが、どうなりましたか。

○ **申請人** 現在審議待ちの状態です。開発は関係各課の意見を聴取して私共に意見として出ますので、それから協議をしていくという事になると思います。

○ **〇〇推進委員** 申請地を整地するときは東側の上峰の道路から入ってきてください。西側の道路は、狭くまた、通学路にもなっているので東側からお願いします。

○ **申請人** そのように伝えます。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。本案件は 3,000 m²を超える案件ですので、佐賀県ネットワーク機構の意見を聞く必要があります。そこで異議なしであれば、県の開発許可日と同日で申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-3 について説明を求めます。 今回の案件は 1,000 m²を超えていますので、代理人の方が見えられています。

○ **事務局長** 35 ページをごらんください。第 2 議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 について説明します。

整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的の特定建築条件付売買予定地は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、37 ページに位置図、38 ページに字図の写し、39 ページに土地利用計画図、40・41 ページに断面図、42 ページに建物平面図、43 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました○○委員ご意見をお願いします。

○ **○番（○○委員）** 道路の南が水路になっているんでそこに泥が落ちないようにしてほしいのと、その水路は南側に続いているので、維持管理しないといけないので境界ギリギリに建てられたら困るんですがどうなっていますか。

○ **代理人** 図面にも書いていますとおり、最低でも 60 センチ開けるようにしています。地区の方からもそれが条件と言われていたので今回このような計画になっています。水路については防草シートを張るようにしています。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-4について説明を求めます。

○ **事務局長** 44ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-4について説明します。

整理番号5-4を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。転用目的の一般住宅及び農業用倉庫は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、45ページに位置図、46ページに字図の写し、47ページに土地利用計画図、48ページに建物平面図、49ページに建物立面図、50ページに倉庫平面図、51ページに倉庫立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました○○委員ご意見をお願いします。

○ **○番（○○委員）** 問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ **○○推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-5について説明を求めます。

○ **事務局長** 52ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-4について説明します。

整理番号5-5を朗読。第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断されます。転用目的の資材置き場は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、

53 ページに位置図、54 ページに字図の写し、55 ページに土地利用計画図・断面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番（○○委員） 問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 3 年度

第 4 号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ 事務局長 33 ページをごらんください。第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。田が 14 筆 29,360.83 m²、畑が 3 筆 1,262 m²、合計の 30,622.83 m²となっております。次に 57 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,474,672.16 m²、今回解約面積 5,703 m²、今回計画といたしまして 30,622.83 m²、現在の合計 4,499,591.99 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ 議長 続きまして、第 4 号議案 農業委員会の適正な事務実施について説明を求めます。

○ 事務局長 58 ページをごらんください。第 4 号議案 農業委員会の適正な事務実施について説明します。第 4 号議案朗読。説明は以上です。

○ 事務局長 それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。